

○財務省告示第五十二号

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第九十八条第五項の規定に基づき、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針（平成十六年財務省告示第三百八十三号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年二月十五日

財務大臣 鈴木 俊一

国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改	正	後		改	正	前
第一	本指針策定の背景及び目的			第一	本指針策定の背景及び目的		
一	「二十一世紀における国民健康づくり			一	「二十一世紀における国民健康づくり		

---

運動（健康日本二十一）」（平成十二年三月三十一日厚生省発健医第百十五号等）を中核とする国民の健康づくりや疾病予防をさらに推進するため、健康増進法（平成十四年法律第百三号）が平成十五年五月一日に施行され、同法に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成十六年厚生労働省告示第百四十二号。以下「健康診査等実施指針」という。）が平成十六年六月十四日に公布されたところである。

また、平成二十年四月一日には、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）及び特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）が

---

運動（健康日本二十一）」（平成十二年三月三十一日厚生省発健医第百十五号等）を中核とする国民の健康づくりや疾病予防をさらに推進するため、健康増進法（平成十四年法律第百三号）が平成十五年五月一日に施行され、同法に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成十六年厚生労働省告示第百四十二号。以下「健康診査等実施指針」という。）が平成十六年六月十四日に公布されたところである。

また、平成二十年四月一日には、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）及び特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）が

---

施行されたことに伴い、健康診査等実施指針の一部が改正されるとともに、同法に基づく特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（平成二十年厚生労働省告示第百五十号）等の関連告示が適用され、生活習慣病のうち特に糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健康診査（以下「特定健康診査」という。）及び保健指導（以下「特定保健指導」という。）の実施が、国家公務員共済組合（以下「組合」という。）に対し義務付けられることとなった。

さらに、平成二十五年度からは国民の

---

施行されたことに伴い、健康診査等実施指針の一部が改正されるとともに、同法に基づく特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（平成二十年厚生労働省告示第百五十号）等の関連告示が適用され、生活習慣病のうち特に糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健康診査（以下「特定健康診査」という。）及び保健指導（以下「特定保健指導」という。）の実施が、組合に対し義務付けられることとなった。

さらに、平成二十五年度からは「二十

---

健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成二十四年厚生労働省告示第四百三十号）により、健康づくりや疾病予防の更なる推進を図ることとされたが、令和六年度からは国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（令和五年厚生労働省告示第二百七号。以下「基本方針」という。）により、誰一人取り残さない健康づくりの展開とより実効性をもつ取組の推進を図ることとされている。

加えて、平成二十八年四月一日には、持続可能な医療保険制度を構築するため国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）による国家公務員共済組合法（昭和三十三年

---

一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本二十一（第二次））」（平成二十四年厚生労働省告示第四百三十号。以下「健康日本二十一（第二次）」という。）が適用され、健康づくりや疾病予防の更なる推進を図ることとされた。

加えて、平成二十八年四月一日には、持続可能な医療保険制度を構築するため国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）による国家公務員共済組合法（昭和三十三年

---

法律第二百二十八号。以下「法」という。

）第九十八条の改正により、組合は、国家公務員共済組合の組合員及びその被扶養者（以下「組合員等」という。）の健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援その他の組合員等の健康の保持増進のために必要な事業を行うこととされた。

本指針は、同条第五項及び第六項の規定に基づき、健康診査等実施指針と調和を保ちつつ、組合及び国家公務員共済組合連合会が組合員等を対象として行う健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のために必要な事業（以下

---

法律第二百二十八号。以下「法」という。

）第九十八条の改正により、国家公務員共済組合（以下「組合」という。）は、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る国家公務員共済組合の組合員及びその被扶養者（以下「組合員等」という。）の自助努力についての支援その他の加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならないこととされた。

本指針は、法第九十八条第三項及び第四項の規定に基づき、健康診査等実施指針と調和を保ちつつ、組合及び国家公務員共済組合連合会が組合員等を対象として行う健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のために必要な事

---

「保健事業」という。）に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、基本的な考え方を示すものである。

二 「略」

三 こうした中で、近年、特定健康診査の実施や診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「診療報酬明細書等」という。）の電子化の進展等により、組合が健康や医療に関する情報を活用して組合員等の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進んでいる。

また、平成二十七年には、健康寿命の延伸とともに医療費の適正化を図ることを目的として、民間主導の活動体である日本健康会議が発足し、自治体、企業、保険者等における先進的な取組を横展開

---

業（以下「保健事業」という。）に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、基本的な考え方を示すものである。

二 「略」

三 こうした中で、近年、特定健康診査の実施や診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「診療報酬明細書等」という。）の電子化の進展等により、組合が健康や医療に関する情報を活用して組合員等の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進んでいる。

また、平成二十七年には、健康寿命の延伸とともに医療費の適正化を図ることを目的として、民間主導の活動体である日本健康会議が発足し、自治体、企業、保険者等における先進的な取組を横展開

---

するため、令和二年までの数値目標を定めた「健康なまち・職場づくり宣言二〇二〇」が、令和三年には、コミュニティの結びつき、一人一人の健康管理、デジタル技術等の活用に重点を置いた予防・健康づくりを推進するため、令和七年までの数値目標を定めた「健康づくりに取り組む五つの実行宣言二〇二五」が採択された。

〔四・五 略〕

第二 〔略〕

第三 保健事業の内容

組合は、第二の保健事業の基本的な考え方を踏まえ、本項に示す保健事業を実施するよう努めること。また、組合員等が参加しやすいような環境づくりに努め、特に参

---

するため、平成三十二年までの数値目標を定めた「健康なまち・職場づくり宣言二〇二〇」が採択されたところである。

〔四・五 略〕

第二 〔略〕

第三 保健事業の内容

組合は、第二の保健事業の基本的な考え方を踏まえ、本項に示す保健事業を実施するよう努めること。また、組合員等が参加しやすいような環境づくりに努め、特に参

---

加率が低い組合員等については重点的に参加を呼びかけたり、組合員等の参加率を高めるために国等に協力を要請するなどの工夫を行うこと。

なお、本指針は、今後重点的に実施すべき保健事業を示すものであり、以下の項目以外でも、組合独自の創意工夫により、健康増進及び疾病予防の観点から、より良い保健事業を展開することを期待するものであること。

一 「略」

二 健康診査後の通知

1 健康診査を行った場合には、速やかに、治療を要する者及び要指導者の把握をはじめとして、対象者の健康水準の把握及び評価を行うこと。また、組

---

加率が低い組合員等については重点的に参加を呼びかけたり、組合員等の参加率を高めるために国等に協力を要請するなどの工夫を行うこと。

なお、本指針は、今後重点的に実施すべき保健事業を示すものであり、以下の項目以外でも、組合独自の創意工夫により、健康増進及び疾病予防の観点から、より良い保健事業を展開することを期待するものであること。

一 「略」

二 健康診査後の通知

1 健康診査を行った場合には、速やかに、治療を要する者及び要指導者の把握をはじめとして、対象者の健康水準の把握及び評価を行うこと。また、組



---

合以外の者が健康診査を行う場合でも、事後の指導を有効に行うため、結果の把握に努めること。

2 「略」

「三〇七 略」

八 社会情勢の変化等に対応した保健事業

健康課題や組合員等属性の分析等を踏まえて事業を選択することを前提に、先進的な組合における取組等を踏まえた次のような事業の実施に努めること。なお、組合単独では対応が不十分となる事業や中長期的な評価が必要となる事業があることに留意すること。

1 四十歳未満の者を対象とした国等健康データを活用した若年層対策

2 女性特有の健康課題への支援等の性

---

合以外の者が健康診査を行う場合でも、事後の指導を有効に行うため、必要<sup>な範囲で</sup>、結果の把握に努めること。

2 「略」

「三〇七 略」

「新設」

---

差に応じた健康支援

3 ロコモティブシンドローム対策

4 歯科疾患対策

5 メンタルヘルス対策

6 重複投薬・多剤投与対策

7 セルフメディケーション事業

第四 保健事業の実施計画（データヘルス計

画）の策定、実施及び評価

組合は、健康・医療情報を活用した組合員等の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤が近年整備されてきていること等を踏まえ、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（以下「実施計画」という。）を策定した上で、保健事業の実施及び

---

第四 保健事業の実施計画（データヘルス計

画）の策定、実施及び評価

組合は、健康・医療情報を活用した組合員等の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤が近年整備されてきていること等を踏まえ、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（以下「実施計画」という。）を策定した上で、保健事業の実施及び

---

---

評価を行うこと。

実施計画の策定、保健事業の実施及び評価に当たっては、次の事項に留意すること。

一 実施計画の策定

実施計画の策定に当たっては、特定健康診査の結果、診療報酬明細書等情報等を活用し、組合、職場、組合員等ごとに、生活習慣の状況、健康状態、医療機関への受診状況、医療費の状況等を把握し、分析すること。その際、性別、年齢階層別、疾病別の分析のほか、経年的な変化、他の組合又は職場との比較等、更に詳細な分析を行うよう努めること。

これらの分析結果に基づき、直ちに取組むべき健康課題、中長期的に取り組

---

評価を行うこと。

実施計画の策定、保健事業の実施及び評価に当たっては、次の事項に留意すること。

一 実施計画の策定

実施計画の策定に当たっては、特定健康診査の結果、診療報酬明細書等情報等を活用し、組合、職場、組合員等ごとに、生活習慣の状況、健康状態、医療機関への受診状況、医療費の状況等を把握し、分析すること。その際、性別、年齢階層別、疾病別の分析のほか、経年的な変化、他の組合又は職場との比較等、更に詳細な分析を行うよう努めること。

これらの分析結果に基づき、直ちに取組むべき健康課題、中長期的に取り組

---

むべき健康課題等を明確にして、目標値の設定を含めた事業内容の企画を行うこと。

また、具体的な事業内容の検討に当たっては、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康など、基本方針に示された各分野及びその考え方を参考にすること。その際、身体の健康のみならず、心の健康の維持についても留意すること。

なお、組合単独で行うよりも効率的かつ効果的な場合もあることから、複数の組合によるデータヘルス計画の共同策定、実施及び評価を行うことも可能であること。その際、データヘルス計画を共同策定した各組合の財政状況等にも配慮し

---

むべき健康課題等を明確にして、目標値の設定を含めた事業内容の企画を行うこと。

また、具体的な事業内容の検討に当たっては、食生活、身体活動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康など、健康日本二十一（第二次）に示された各分野及びその考え方を参考にすること。その際、身体の健康のみならず、心の健康の維持についても留意すること。

---

つつ、共同実施及び評価を行うこと。

二 実施計画に基づく事業の実施

実施計画に基づく事業（以下この第四  
において単に「事業」という。）の実施  
に当たっては、特定健康診査及び特定保  
健指導の実施率の向上を図り、組合員等  
の健康状態に関する情報の把握を適切に  
行うとともに、特定健康診査の結果等を  
踏まえ、対象者を健康状態等により分類  
し、それぞれの分類にとって効果が高い  
と予測される事業を提供するよう努める  
こと。

特に疾病の重症化の予防等に係る事業  
を行う際には、医療機関や地域の医療関  
係団体との連携を図ること。

〔1〕4 略〕

---

二 実施計画に基づく事業の実施

実施計画に基づく事業（以下単に「事  
業」という。）の実施に当たっては、特  
定健康診査及び特定保健指導の実施率の  
向上を図り、組合員等の健康状態に関す  
る情報の把握を適切に行うとともに、特  
定健康診査の結果等を踏まえ、対象者を  
健康状態等により分類し、それぞれの分  
類にとって効果が高いと予測される事業  
を提供するよう努めること。

特に疾病の重症化の予防等に係る事業  
を行う際には、医療機関や地域の医療関  
係団体との連携を図ること。

〔1〕4 略〕

---

5|| 事業内容については、財政上の制約

、事業効果のエビデンス等を勘案した上で、組合員等の健康状態など各組合の実情に合わせた優先順位付けを行うこと。ただし、既存のエビデンスは限定的な時間と条件下において検証されたものであることに留意すること。

### 三 事業の評価

事業の評価は、健康・医療情報を活用して、費用対効果の観点も考慮しつつ行うこと。また、適切な効果検証をもつて、評価を行うよう努めること。なお、評価の際に用いることが可能な指標としては、次の共通評価指標があること。

---

〔新設〕

### 三 事業の評価

事業の評価は、健康・医療情報を活用して、費用対効果の観点も考慮しつつ行うこと。なお、評価の際に用いることが可能な指標としては、生活習慣の状況（食生活、日常生活における歩数、アルコール摂取量、喫煙の有無等をいう。）、健康診査等の受診率及びその結果、医療費等があること。

---

1	特定健康診査実施率	[新設]
2	特定保健指導実施率	[新設]
3	生活習慣リスク保有者率（喫煙、運動、食事、飲酒又は睡眠）	[新設]
4	後発医薬品使用割合	[新設]
5	メタボリックシンドローム該当者割合	[新設]
6	特定保健指導対象者割合	[新設]
7	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	[新設]
8	肥満解消率	[新設]
9	疾患予備群の状態コントロール割合 （高血圧症、糖尿病又は脂質異常症）	[新設]
10	受診勧奨対象者の医療機関受診率	[新設]
11	疾患群の病態コントロール割合（高血圧症、糖尿病又は脂質異常症）	[新設]

---

---

12|| 五大がん精密検査受診率（胃がん、

肺がん、大腸がん、乳がん又は子宮頸がん）

13|| 重複投薬・多剤投与の患者割合（重複投薬率・多剤投与率（六剤・十五剤

））

〔四・五 略〕

第五 事業運営上の留意事項

組合は、保健事業の運営に当たって、特に次の事項に留意すること。

〔一・二 略〕

三 委託事業者の活用

〔1・2 略〕

3|| 民間のヘルスケア事業者、大学、研

究機関、健診機関等を含めた、複数の小規模の組合から成るコンソーシアム

---

〔新設〕

〔新設〕

〔四・五 略〕

第五 事業運営上の留意事項

組合は、保健事業の運営に当たって、特に次の事項に留意すること。

〔一・二 略〕

三 委託事業者の活用

〔1・2 略〕

〔新設〕

---



---

（共同事業体）を構成した上で、共同事業を実施することも可能であること。

その際は、複数の組合が、組合員等の健康課題を共有した上で、個別の組合で実施する事業と比べて効果やメリツトが期待されるよう留意すること。

4|| 組合が民間事業者に委託等をして実施させる保健事業のうち、その事業により解決を目指す健康課題に対応した成果指標が設定され、民間事業者に支払う額等が当該成果指標の改善状況に連動する成果連動型民間委託契約方式（Pay For Success）（以下「PFS」という。）による保健事業を実施することも可能であること。

---

〔新設〕

---

と。成果指標の改善状況に連動するリスクを民間事業者が負うことで、事業の費用対効果がより高まり、効果的かつ効率的な保健事業の実施につながることが期待される。

ただし、PFSによる保健事業を行う際には、健康維持・増進が前提となることや、費用対効果の評価基準は通常の臨床研究と異なり未確立であることに留意すること。

#### 四 健康情報の継続的な管理

##### 1 「略」

2 健康情報の提供の際の手續等については、当該情報を第三者に提供する場合には、原則としてあらかじめ組合員等本人の同意を得るなど、個人情報の

---

#### 四 健康情報の継続的な管理

##### 1 「略」

2 健康情報の提供の際の手續等については、当該情報を第三者に提供する場合には、原則としてあらかじめ組合員等本人の同意を得るなど、個人情報の

---

保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第六号）等によること。

3 組合を異動する際において、組合員等が希望する場合には、異動元の組合が保存及び管理をしている健康情報を組合員等に提供するとともに、異動先に同情報を提供するように組合員等に対し勧奨すること。

特に、国民健康保険や後期高齢者医療制度に異動する組合員等に対し、国民健康保険や後期高齢者医療制度の保健事業について周知を行うよう努めること。

---

保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び財務省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十二年三月財務省告示第九十一号）によること。

3 組合を異動する際において、組合員等が希望する場合には、異動元の組合が保存及び管理をしている健康情報を組合員等に提供するとともに、異動先の組合に同情報を提供するように組合員等に対し勧奨すること。

---

さらに、健康情報の継続的な管理に資するよう、既存の健康手帳等を活用し、健康診査の記録を綴じ込める記録簿を新たに発行するなど、必要に応じて工夫を行うこと。

4|| オンラインでの事業実施やリモート環境での事業管理等、保健事業の継続性を担保するための取組について検討を行うこと。その際、保健事業以外の業務も含めた優先順位付けが必要となる点に留意するとともに、データの整備や利活用のためのルールづくり等、データガバナンスの重要性を踏まえるよう留意すること。

## 五 国等との関係

〔1・2 略〕

---

さらに、健康情報の継続的な管理に資するよう、既存の健康手帳等を活用し、健康診査の記録を綴じ込める記録簿を新たに発行するなど、必要に応じて工夫を行うこと。

〔新設〕

## 五 国等との関係

〔1・2 略〕

3 組合が行う保健事業は、国等が行う

国家公務員法に基づく福利厚生事業や労働安全衛生法に基づく事業と密接な関係がある。このため、保健事業の実施に当たって、それぞれの役割分担を含めて、事前に国等と十分な調整を行い、効率的な実施に努めること。また、組合員の健康水準の維持及び向上に役立てるため、高齢者の医療の確保に関する法律第二十七条第三項及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十条第二項の規定に基づき、労働安全衛生法に基づく健康診断の結果の提供を求めるよう努めること。

3 組合が行う保健事業は、国等が行う

国家公務員法に基づく福利厚生事業や労働安全衛生法に基づく事業と密接な関係がある。このため、保健事業の実施に当たって、それぞれの役割分担を含めて、事前に国等と十分な調整を行い、効率的な実施に努めること。また、組合員の健康水準の維持及び向上に役立てるため、例えば、高齢者の医療の確保に関する法律第二十七条第二項及び第三項の規定に基づき、四十歳以上の組合員に係る健康診断の結果の提供を求めるとともに、四十歳未満の組合員に係る健康診断の結果についても、本人の同意を前提として、提供してもらうよう国等に依頼するなど、国等

<p>備考 表中の□の記載は注記である。</p>	<p>が行う事業との積極的な連携に努めること。</p>
--------------------------	-----------------------------